

# 食品安全委員会第56回会合議事録

1. 日時 平成16年7月29日(木) 14:00 ~ 15:25

2. 場所 委員会大会議室

## 3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・魚介類等に含まれるメチル水銀

(厚生労働省からの説明)

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・添加物「ステアリン酸カルシウム」に係る食品健康影響評価

・動物用医薬品「プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膣内挿入剤」に係る食品健康影響評価

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

・動物用医薬品2品目に関する意見・情報の募集について

「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢 - 粘膜病2価・牛パラインフルエンザ

・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン(「京都微研」キャトルウィン-6)」

「鶏サルモネラ症(油性アジュバント加)不活化ワクチン(オイルバックスSET)」

(4) BSEに関する第3回専門家及び実務担当者会合(WG)の概要について

(5) 食品安全モニターからの報告(平成16年6月分)について

(6) その他

## 4. 出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 松本大臣官房参事官、中垣基準審査課長

(事務局)

齋藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、富澤評価調整官

## 5. 配布資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価について
- 資料 2 - 1 ステアリン酸カルシウムに係る食品健康影響評価について
- 資料 2 - 2 プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤に係る食品健康影響評価について
- 資料 3 動物用医薬品専門調査会における審議状況について
- 資料 4 - 1 B S E に関する W G 報告書の主要ポイント
- 資料 4 - 2 B S E に関する W G 報告書 (和文)
- 資料 4 - 3 B S E に関する W G 報告書 (英文)
- 資料 5 食品安全モニターからの報告 (平成 16 年 6 月分) について

## 6. 議事内容

寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」の第 56 回会合を開催いたします。

本日は、7 名の委員が出席されております。

厚生労働省から松本大臣官房参事官及び中垣基準審査課長に御出席いただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、この議事次第をご覧ください。

お手元の資料の確認をお願いいたします。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 が「魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価について」。

資料 2 - 1 が「ステアリン酸カルシウムに係る食品健康影響評価について」。

資料 2 - 2 が「プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤に係る食品健康影響評価について」。

資料 3 が「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」。

資料 4 - 1 が「B S E に関する W G 報告書の主要ポイント」。

資料 4 - 2 が「B S E に関する専門家及び実務担当者会合 ( W G ) 報告書」和文。

資料 4 - 3 が「B S E に関する専門家及び実務担当者会合 ( W G ) 報告書」英文。

資料 5 が「食品安全モニターからの報告（平成 16 年 6 月分）について」です。

皆様お手元にご覧いただけますね。

議題の 1 に入らせていただきます。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

資料 1 - 1 にありますとおり、平成 16 年 7 月 23 日付けで厚生労働省より食品健康影響評価の要請がありました「魚介類等に含まれるメチル水銀について」厚生労働省から説明がございます。厚生労働省の中垣基準審査課長よろしくお願いいたします。

中垣基準審査課長 中垣でございます。よろしくお願いいたします。

資料の 1 - 2 に基づいて御説明させていただきたいと思っております。7 月 23 日付けで、魚介類等に含まれますメチル水銀につきまして、食品健康影響評価をお願いしたところがございますけれども、1 番の「経緯」でございますが、昨年 6 月 3 日に、当時ございました審議会の御議論を経て「魚介類等に含まれるメチル水銀に係る妊婦等を対象とした摂食に関する注意事項」という形で、幾つかの魚種について注意を促したところがございますが、この見直しを検討したいというふうに考えておりました、食品安全基本法第 24 条第 3 項の規定に基づいてお願いしたものでございます。

2 番の「魚介類等に含まれるメチル水銀について」というところがございますが、最初のご覧いただけますけれども、昨年 6 月、妊婦等を対象に、サメ、メカジキ、キンメダイ等につきまして、その摂食に関する注意事項を出したところであります。

国際的にみまると、JECFA において、一般集団に対して従来の評価を適用するというのを再確認した上で、胎児、乳児がより大きなリスクを受けるのではないかというようなことから、昨年 6 月中旬に再評価を実施されたところでございます。

また、米国、英国、カナダ、豪州等において、それぞれ対象としている魚、あるいは対象としている対象者の集団、すなわち妊婦だけなのか、授乳婦も入れるのか、小児も入れるのかというような、若干の違いはありますが、メチル水銀に対する胎児を中心とした健康への悪影響を避けるという観点から、それぞれ摂食の注意事項を出しているところでございます。

今回、先ほど申し上げました昨年の注意事項の見直しということを検討するに当たりまして、メチル水銀の耐用摂取量の設定をリスク評価としてお願いをしたいというふうに考えております。

また、併せまして、水銀の健康上の悪影響を受けやすいグループ、ハイリスクグループと通称呼ばれておりますが、ハイリスクグループがどういう方々なのか、それについても

御議論をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

3番の「今後の方向」でございますが、食品安全委員会の評価結果を踏まえまして、薬事・食品衛生審議会の乳肉水産食品部会におきまして、注意事項の見直しについて御審議をお願いしたいというふうに考えております。

審議会におきましては、暴露評価等が必要になってまいりますので、暴露評価の基となります、こういった魚にどれぐらいの水銀が含まれておるのかというような議論というのは、8月からでも、審議会の部会においても実施をさせていただきたいというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、あるいは記載事項にしまして、どなたかこの段階で御質問とか御意見ございませんでしょうか。

中村委員 現在の段階で、メチル水銀の一般の魚介類に対する蓄積の数字とか、そういうのは一応はあるのですね。

中垣基準審査課長 都道府県でやっているもの、厚生労働省でやっているもの、農林水産省、特に水産庁でやっているものと、外国のデータも合せて解析をしているところでございます。昨年の6月に議論した際には、一昨年の研究成果というのを報告いたしましたし、先ほどちょっと申し上げました今年の8月に開催する審議会におきましては、昨年度の調査結果というのをまた材料に加え、議題に議論していただきたいというふうに考えているところでございます。

寺田委員長 どうぞ。

寺尾委員 ちょっとわからなかったんですけども、1年前に決めたものをここで見直しをするという理由というのがいまいわからなかったということをもまず1つお伺いいたします。

中垣基準審査課長 大きく分けて2つ理由があるものだと考えております。

1つには、昨年、今、御質問のございましたとおり、魚中の水銀の濃度について、検体数が1つしかないとか2つしかないとかいう魚の種類もございましたので、そこは検体数を増やすべきだというような御議論がございましたので、そういった意味で、再検討しなければならない。

もう一つには、リスク評価という観点から申し上げますと、ここにございますとおり、昨年JECFAにおいて、我々が注意事項をつくった後に、再評価が実施されて、具体的には、JECFAは暫定の週間耐容摂取量でございますが、これを半分に引き下げており

ます。そういう意味から、この耐容摂取量について、改めて食品安全委員会の評価をお願いをしたい、我が国としてどうするのかという評価をお願いしたいというふうに思っております。

寺尾委員 もう一つ。我々は、意見交換会におきまして、対象の魚でよく言われるのはマグロは何で入っていないのかということなんです。今回のあれは、やはりサメ、メカジキ、キンメダイ、クジラ、この4種類を対象にするということでしょうか。

中垣基準審査課長 この4種類は、昨年6月の注意事項の対象の魚種でございます。マグロについては、7月23日付けでこちらをお願いをした際に、Q & Aという形で既に公表をし、厚生労働省のホームページにも掲げておりますが、その中でもマグロについて言及いたしております。すなわち、昨年、議論した際には、マグロの水銀の含有量、更には、マグロの国民として平均的な摂取量等を勘案して、マグロを食することによる健康影響というのは懸念されないのではないかというような御議論を賜りましたので、対象から落としたところでございますが、マグロについても含有量についてより多くの検体のデータが上がってくる予定になっております。

また、耐容量の方も、今からこの食品安全委員会で再度御審議いただきたいというふうに考えておりますので、その両者の面から、マグロについてもほかの魚種と同様に議論をしたい。特に消費量も多いことですから、特段の留意を払いつつ、マグロについては審議会において御議論願いたいと考えております。

寺田委員長 よろしゅうございますか。

小泉委員 今後の評価の方法の確認ですが、今まで、特定保健用食品、あれについてはほとんどが有用性あるいは有効性ですか、そういったものについては評価しないというのが原則になっておりますね。それで、こういった魚というのは非常にDHAが含まれていたり、脳の発達にすぐれた効果があったりとか、非常に有益性がたくさんあると思うのですが、メチル水銀の評価についても、そういった魚の本来の有益性というものは、ここでは評価しないということなのか、ちょっと確認しておきたいと思えます。

中垣基準審査課長 我々がリスク管理として乗り出す際には、小泉委員御指摘の魚の有用性のようなものも当然のことながら、国民に対し、あるいは直接の対象となると考えております妊婦などの方々に対して訴えていく必要があると私は認識いたしております。

一方、法律上考えてみますと、食品安全委員会の役割というのは、やはり安全性にあるんだろうというふうに私なりには考えを整理しているところでございますが、そういう意味で、私ども考えておりますのは、耐容摂取量、あるいはハイリスクグループについて御

議論を願いたいというふうに考えております。

ただ、一方におきましては、食品安全委員会はいろいろな場面で意見を言える形になっておりますので、当然のことながら、その有用性について言及されるのであれば、それを承って我々リスク管理の中で生かしていきたいと考えております。

寺田委員長 ほかにございませんですか。今の点は委員会の後にリスクコミュニケーションの調整というところがございますので、そういうところでも国民の皆さんに情報をお知らせするときに、調整してやるという話だと思えます。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、この案件につきましては「汚染物質専門調査会」で審議させていただきます。どうもありがとうございました。

続きましては、「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」であります。

添加物「ステアリン酸カルシウム」及び動物用医薬品「プロゲステロン及び安息香酸エステルジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤」に関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、情報・意見募集の手続が終了いたしておりますので、この点につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料 2 - 1 と 2 - 2 に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まずステアリン酸カルシウムについてでございますが、資料 2 - 1 の 11 ページをご覧ください。ステアリン酸カルシウムにつきましては、本年 3 月 4 日に影響評価の依頼を厚生労働大臣よりお受けいたしまして、その後、添加物専門調査会で 5 月 20 日に御議論をいただいた上で、専門調査会としての意見の取りまとめを行いまして、その内容を第 49 回、6 月 17 日の食品安全委員会に御報告をさせていただきます。お許しを得て、6 月 17 日から 7 月 14 日までの間、意見情報の募集をしたところでございます。

既に御説明を本件に対してはいたしておりますので、簡単に御説明はさせていただきますが、1 ページをご覧ください。

ステアリン酸カルシウムにつきましては、食品の中の主要な成分でもございます高級脂肪酸ステアリン酸及びパルミチン酸、これはアスタリン酸カルシウムという名前になっておりますけれども、実体としてはステアリン酸とパルミチン酸のそれぞれのカルシウム塩の混合物ということになっております。

用途といたしましては、固結防止剤として広く使われているものでありまして、医薬品

分野においては、我が国においても固結防止剤、あるいは錠剤の離型剤等として使われているものでございます。

諸外国では、米国ではこのものは一般に安全と認められる物質ということになっておりまして、広い用途に使用が認められているということでございます。

E Uにおいても、同じように使用が認められているというものでありまして、国際機関における評価においても、安全性については問題がないとされているものでございます。

本品につきましては、専門調査会で急性毒性、あるいは9か月の反復投与毒性試験等を基に評価が行われまして、評価結果といたしましては、ステアリン酸カルシウム、これは6ページでございますけれども、ステアリン酸カルシウムについては、提出された毒性試験成績等は必ずしも網羅的なものではないけれどもという前提を置きつつ、外国における使用実態等から考えて、ステアリン酸カルシウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、A D Iを設定する必要はないと評価をしたいという結論になっているものでございます。

これにつきまして、意見の募集を行いましたところ、12ページをご覧いただきたいと思いますが、1件御意見がございました。

御意見の内容でございますが、本件ステアリン酸カルシウムについて、現在、健康影響評価を行っているわけでございますけれども、ステアリン酸カルシウムの成分規格の中にヒ素の規定があるのに、それと類似したものでありますステアリン酸マグネシウムについて、成分規格のなかにヒ素についての規定がないのは、おかしいという御意見でございました。

一般的に成分規格につきましては、それぞれの添加物の製造の工程、その他を勘案いたしまして、必要な場合に規格が設定されるものでありまして、専門調査会からの回答といたしましては、今回議論をしておりますステアリン酸カルシウムにつきましては、国際的な規格、あるいは日本薬局方における規格においても、成分規格としてヒ素の規格が設定されているので、今回の議論の対象でありますステアリン酸カルシウムについても、食品添加物として使われるステアリン酸カルシウムについても、ヒ素の規格を設定をしたというお答えになっております。

専門調査会においては、これらの状況を踏まえまして、もともとの審議結果を変更する必要はないという御判断になりまして、7月28日付けで添加物専門調査会の座長より食品安全委員会委員長あてに御報告が提出されているものでございます。

引き続きもう1件の動物用医薬品について御説明をさせていただきます。資料2 - 2をご覧

ください。

7ページをご覧くださいますと、本件についての経緯が書いてございます。平成16年3月に農林水産大臣及び厚生労働大臣より本件につきまして、評価の要請がございまして、そのあと5月21日の「第11回動物用医薬品専門調査会」及び6月15日の「第12回動物用医薬品専門調査会」において審議が行われております。

専門調査会においては、報告の取りまとめをいたしまして、6月24日の第50回食品安全委員会に御報告をいたしまして、お許しを得て、6月24日から7月21日までの間、御意見・情報の募集をさせていただきました。

本品につきましても、既に御説明をしておりますので、簡単に御紹介をいたしますけれども、1ページをご覧くださいますと、本品につきましては、安息香酸エストラジオールとプロゲステロンの製剤でございまして、牛の発情周期を同調させるために用いるというものでございます。

人工受精をしようとする雌牛がみんな発情していないと、効率的に処置ができないというところで、発情周期を同調させる目的で使われるものでございます。

本品につきましては、4ページをご覧くださいますと、そこに本品を使った場合のプロゲステロン、あるいはエストラジオールの牛の体内での濃度の変化が書いてございますが、4ページの上から4行目辺りからプロゲステロン濃度についての記述がございまして、「プロゲステロン濃度は」で始まる段落の6行目辺りに、対照群では試験期間中に血漿中0.2～5.6 ng/ml、乳汁中で0.6～7.6 ng/ml、この範囲でプロゲステロン濃度が変化するということがわかっているわけですが、製剤の除去後の濃度というものがその1行目に出ておりますけれども、血漿中では0.2～0.7 ng/ml、乳汁中で0.2～1.0 ng/mlということでありまして、いずれも対照群の、この対照群にもホルモン濃度には相当な幅がございまして、これは通常の生理的なホルモンの変動の値を示しているというふうに考えられるものでございまして、いずれも製剤除去後の濃度は生理的な範囲に入るということでございます。

次の段落にエストラジオールについて同じような記述がございましてけれども、対照群について記述、その段落の5行目辺りにありますが、血漿中に4.6～167.1 ng/ml、乳汁中に7.2～70.2 ng/mlという数字になっておりまして、これに対応する投与後の数字は血漿中で7.0～15.7 ng/ml、乳汁中で10.8～17.2 ng/mlということ、いずれも生理的変動の範囲内に入るということでございます。

食品健康影響評価の結論といたしましては、5ページの「食品健康影響評価について」

というところの最後の段落でございますけれども、本製剤が所定の用法・用量で使用される限りにおいて、主剤であるホルモン濃度が牛の内因性ホルモンの生理的変動の範囲を超えて残留する可能性は極めて低いと考えられる。これらのことから、プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膣内挿入剤については、適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられるという結論になっているものでございます。

これにつきまして、御意見を募集いたしましたところ、8ページをご覧いただきたいと思いますが、全部で2通、3項目の御意見がございました。

1つ目は、目的外使用される可能性もあるので、適正使用が担保されるべきであるという御意見でございます。これにつきましては、当然管理の徹底の必要性について、管理機関側にお伝えするというお答えになっております。

もう一つは、2番目と3番目の御意見でございますけれども、ホルモンの評価については、エストラジオール及びプロゲステロンについて、ADIを設定して、個別のホルモンとしての評価を行うべきじゃないかという御意見でございます。

この御意見に対しましては、今回、評価を求められたのは、発情周期同調剤についてでございます。発情周期同調剤に関して言えば、先ほどの専門調査会での御議論の結論に書いてございましたように、ホルモンの生理的変動の範囲内に収まるという意味で問題はないだろうという御判断になったものと考えています。ですから、本品の評価に当たっては、個別のADIを決めなくても、評価ができるという判断になったというお答えになっております。

これらの状況を踏まえまして、動物用医薬品専門調査会におかれましては、当初の食品健康影響評価の報告書の内容を変更する必要はないという御判断になりまして、7月28日付けで動物用医薬品専門調査会座長より食品安全委員会委員長あてに報告書が提出されているものでございます。

以上2点につきまして、よろしく御審議をお願いいたします。

寺田委員長 どうもありがとうございました。何か御意見とか質問ございますでしょうか。これはパブリック・ヒアリングに出る前にここに一旦出してありますが、勿論、何か質問とか直すところがあるとかございましたらおっしゃってください。

ございませんか。資料2-2の4ページの上から12行目に、エストラジオールは最大148.7 ng/ml、これはどういうふうに解釈したんですか。

村上評価課長 4ページの第2段落の「エストラジオール濃度は」で始まる段落の2行

目盛りですね。製剤投与をいたしますと、これは除放性と申しますか、膣内から血中にエストラジオールが放出されまして、血漿中の濃度は上がってくるわけでございます。

148.7 ng/ml というのは、薬効と申しますか、発情させるために必要なホルモン濃度に達しているということです。

寺田委員長 その後乳汁中でも1頭で85.6 ng/ml というのは、正常よりも高いんじゃないですか。

村上評価課長 本品につきましては、薬剤を投与したときは、一時的に高くなると思われれます。ただ、それにしても、乳汁中の85.6 ng/ml というのは、対照群の乳汁中での変動の範囲のちょっと上です。

ただし、その投与後1日の時点での数字としては、乳汁中の濃度は最高で17.2 ng/ml ということで、これは何も投与しない場合の正常なホルモンの変動の範囲を超えないということで問題ないんじゃないかという御判断になったと思います。

寺田委員長 ありがとうございます。どうもありがとうございました。

ほかに何かございますか。

寺尾委員 ステアリン酸カルシウムの方ですけれども、安全性に問題がないというのは、そのとおりなんだと思うのですが、これはどのくらい日本で使われているのか、そういう統計が何かあるのですか。米国のあれは出ていますけれども。

村上評価課長 食用にはまだ使われていない。医薬品用途には使われています。

寺尾委員 そうですね。済みません。

寺田委員長 ほかにございませんか。

それでは、添加物ステアリン酸カルシウムにつきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論になりますが、ステアリン酸カルシウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを設定する必要はないということになります。

また、動物用医薬品につきましても、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論でございますが、プロゲステロン及び安息酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膣内挿入剤(プリッド テイゾー 及び ユニプリッド)は適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。それでよろしゅうございますね。

どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

動物用医薬品専門調査会における審議状況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料3に基づきまして、御説明をさせていただきます。

資料3の表紙をご覧くださいますと、現在までの審議状況が書いてございます。本年の7月2日付けで厚生労働省及び農林水産省よりお尋ねのあった件でございますが、案件といたしまして、この2つ。

1つは、牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢 - 粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン（“京都微研”キャトルウイン - 6）というものでございます。

もう一つの案件は、鶏サルモネラ症（油性アジュバント加）不活化ワクチン（オイルボックスSET）、この2品目につきまして、御審議を専門調査会においていただきまして、7月22日に開催されました専門調査会において審議結果の案が取りまとめられましたので、本日御報告をいたしまして、御了承いただければ、本日より幅広く国民に意見・情報の募集をさせていただきたいというものでございます。

第一番目の案件でございますが、1枚めくっていただきまして、1ページから「別添」と書いておりますが、これは第一番目の品目でございます。これは牛伝染性鼻気管炎のワクチンと、牛ウイルス性下痢 - 粘膜病2価のワクチン、これは2価というのは2種類のウイルスに対する、同じ牛ウイルス性下痢 - 粘膜病のウイルスですが、それが違ったタイプのもので2つありますので、それぞれのワクチン。

それから、牛パラインフルエンザのワクチン。牛RS - ウイルス感染症のワクチン。牛アデノウイルス感染症のワクチンということで、全部で6つのワクチンを混合して製剤となっているものでございます。

この6つのうちの牛ウイルス下痢 - 粘膜病2価のワクチンの部分でございますが、このワクチンは、不活化ワクチンでございます。それ以外の4つのワクチンについては、乾燥生ワクチンでございます。

これらのワクチンにつきましては、今回が初めてということではございませんで、我が国において、本ワクチンと同じウイルス株に対するワクチンとして、1ページの1の一番最後の3行辺りに書いてございますが、ヘルペスウイルスのワクチン、あるいはパラインフルエンザワクチン等の混合ワクチンが既に我が国で市販されております。

本製剤につきましては、特にアジュバント、助剤のようなものは添加をされていないというものでございます。

これらのワクチンの対象疾病につきまして、1ページから2ページにかけて簡単に御紹介をさせていただいておりますけれども、基本的にこれらの疾病につきましては、2ページの下段落「キャトルウィン - 6の安全性に関する知見等について」「ヒトに対する安全性について」というところに書いてございますように、「本生物学的製剤は弱毒のワクチンと不活化ワクチンの混合ワクチンであり、生ワクチンは牛に対して感染力を有している。しかしながら、いずれのウイルスについても人獣共通感染症とする報告はない。」ですから、これらの疾病が人に感染症を引き起こしたという報告はないということであります。

そのあとの3ページ以降には、なぜ牛には疾病を発症するけれども、人間には病気を起こさないのかということについてのさまざまな知見がそこに集積をされておまして、はっきりと種差バリアが完全に科学的に解明をされているというわけではありませんけれども、それぞれの疾病について、ヒトには疾病を起こさない理由というものが科学的に解明をされつつあるということでございます。

本品につきましては、牛における安全性試験等を行っておりますけれども、5ページの最後のところに「食品健康影響評価について」という記述がございますが、「上記のように、当ワクチンの主剤は日本国内で分離されたウイルス株を弱毒化あるいは不活化したものである。弱毒化ウイルスはウシへの感染性を有する生ウイルスであるが、これらはすべて人獣共通感染症の病原体とはみなされていない。これまでヒトで発病した事例も報告されておらず、ヒトへの病原性はないと判断される。また、製剤はアジュバントを含有していない。

これらのことから、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる」、これが本品に対する専門調査会における評価結果ということになります。

8ページから、もう一つの品目でございます鶏サルモネラ症不活化ワクチンについての評価書が取りまとめられております。

サルモネラ症につきましては、サルモネラ属の菌というのは、相当広く分布をしているわけでございますが、そこに書いてございますが、鶏パラチフスは哺乳動物にも感染し、ヒトに食中毒を起こすということが報告されておまして、8ページの2の前のところに、サルモネラSEというのはサルモネラS. Enteritidisの略でございます。

もう一つは、Typhimuriumという、サルモネラの別のものがございますが、こういうものは前述のようにin eggで伝播される可能性があるため、公衆衛生上の問題が多いという

ことが書いてございます。

この鶏サルモネラ症の不活化ワクチンにつきましては、8 ページの一番下の段落にございますように、種鶏もしくは採卵鶏の頸部中央部の皮下に注射して使用されるものでありまして、効能・効果としては、鶏の腸管におけるサルモネラの定着軽減ということで、鶏の体内に存在をするサルモネラをなるべく少なくするという効果を持っているというものでございます。

当ワクチンの類似品といたしましては、既に同じような主剤の菌株が異なるものが国内でも承認されて市販されているというものでございます。本品につきましては、アジュバントが含まれております。

9 ページの一番上に書いてございますが、アジュバントとして、流動パラフィン、不活化剤としてホルムアルデヒド、乳化剤としてポリソルベート 80 等々が使用されております。これらのアジュバントにつきましては、アジュバントないしは不活化剤、乳化剤等につきましては、これは過去にも同様のワクチンにおいて使用されているものでありまして、ヒト医薬品にも使われているものでございますので、問題はないだろうという御判断になっているものであります。

本品の安全性についてでございますが、9 ページの 3 . ( 1 ) のところでございますが、本品につきましては、これは不活化ワクチンでございまして、本ワクチンに含有される主剤は不活化されており、いずれも感染力を有していないということが確認をされておりますので、安全性については問題はないだろうという御判断になったものでございます。

結果といたしまして、10 ページの「4 . 食品健康影響評価について」というところに記述されておりますけれども、「上記のように当ワクチンの主剤は S E 及び S T、サルモネラ Enteritidis 及びサルモネラ Typhimurium の培養液をホルムアルデヒドで不活化させたものである。S E 及び S T は共に食中毒菌であるが、発症には生菌の感染を要することから、生菌体を含まない主剤のヒトへの病原性は無視できると考えられる。

また、製剤に使用されているアジュバント等の添加剤については、いずれも国内もしくは国外において医薬品や食品添加物としての使用実績があり、既存の毒性評価とワクチンの接種量を考慮すると、含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。

接種部位の局所反応については、接種 44 週間後には剖検で黄色顆粒状物質が消失、病理組織学的検査で肉芽組織、繊維増生が消失、空胞、細胞浸潤が軽度以下となった。

このことから、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」

ここで接種 44 週後となっておりますが、この 44 週間が休薬期間ということになっておりますので、その休薬期間を守れば問題はないだろうという御判断であろうと考えております。

以上のような内容で動物用医薬品専門調査会における御審議の取りまとめが行われておりますので、もしお許しいただければ本日より広く意見の募集をさせていただきたいと考えているところでございます。

よろしく御審議をお願いします。

寺田委員長 ありがとうございます。ただいまの説明あるいは記載事項につきまして、御質問あるいは御意見ございましたら、どうぞ。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。どうもありがとうございました。

続きまして、7月 21、22 日にかけて日本で行われました、「BSE に関する第 3 回専門家及び実務担当者会合WG の概要」、これは日米間の問題でございますけれども、これにつきまして、当委員会よりオブザーバーとして参加いたしました杉浦情報・緊急時対応課長から報告をお願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 先週、21 日、22 日の 2 日間、BSE に関する日米WG 会合、第 3 回目が開催されまして、オブザーバーとして出席いたしましたので、会議の概要、それから、その会議で取りまとめられました報告書の内容について御説明させていただきます。

お手元の資料の 4 - 1 といたしまして、「BSE に関するWG 報告書の主要ポイント」、それから、4 - 2 といたしまして、報告書の日本語版、それから資料 4 - 3 といたしまして、英文版を用意させていただいております。資料 4 - 1 と資料 4 - 2 に基づいて説明させていただきます。

このWG では、BSE の検査方法とか、幾つかの項目について議論が行われたわけですが、まず、最初にこの第 3 回会合での参加者でございますけれども、第 1 回、第 2 回と同様に、米側からは USDA、それから FDA の担当官、それから、コロラド州立大学から、USDA の研究所の科学者が出席いたしました。

日本側からは、4 人の科学者、専門家が農水省、厚労省の専門家として、それから、農水省、厚労省、外務省から担当官が出席いたしました。食品安全委員会からは私がオブザーバーとして出席いたしました。

第 3 回会合で取りまとめられました報告書でございますけれども、まず、BSE の検査

方法につきましては、１の（１）（２）ということで、ここでは見解が一致した部分を中心にまとめられておりますけれども、まず、ＢＳＥの検査の目的は、日本側は、食品供給行程から感染牛を排除し、食肉の安全性を確保することであるとしましたけれども、米側は、サーベイランスであると主張しました。

それから、若齢牛については、現在の検査方法では、蓄積された異常プリオンタンパクの検出はありそうにないとの見解で一致しております。

報告書の資料４－２の３ページから４ページにかけての部分抜粋する形でポイントとしてまとめられているんですけれども、３ページの（３）の(i)のところ、具体的にどういふような表現で取りまとめられたかというのが記載してございます。日本は、ＢＳＥの検査の目的は、食品供給行程から感染牛を排除し、食肉の安全を確保することであると主張したのに対しまして、米国の牛群の間にＢＳＥが存在しているかどうか確認するし、もし、存在するのであれば、ＢＳＥの浸潤状況を推定すること。それから、ＢＳＥの予防と管理措置の効果を監視するという、サーベイランスであるという主張をいたしまして、双方の立場は異なっていたということでございます。

それから、若齢牛に関する異常プリオンタンパクの検出の可能性の限界につきましては、４ページの(ii)のところ記載してございます。

「日本と米国は若齢牛に蓄積された異常プリオンタンパクの検出は現在の検査方法ではありそうにないとの見解で一致している。」

ただ、後段に、日本と米国は、現時点では、中枢神経組織におけるそのような検出不可能なレベルの異常プリオンタンパクと、消費者へのリスクとの関係は不明確である点について意見が一致しているということで、これは、実は米国は、検出不可能なレベルの異常プリオンタンパクが、消費者へリスクを及ぼすというような証拠はないということを書いたわけなんですけれども、日本側の専門家から、逆にリスクを及ぼさないという証拠もないということで、この関係については不明確であるというのが事実であるということで、このような記載になったわけでございます。

またポイントの方に戻りまして、２のＳＲＭの除去についてでございますけれども、「（１）ＳＲＭの除去が、人の健康を確保する上で、非常に重要であることにつき見解が一致。

（２）と畜、解体及び加工の過程において食用部位との交差汚染が生じないような方法でＳＲＭを除去すべきであることにつき見解が一致。

（３）米側は、農務省農業販売促進局（ＡＭＳ）の品質制度証明プログラムの下で、日

本向け牛肉について、当該牛肉が日本の要求する条件を満たしていることを証明することができる」と説明した。」

S R Mの除去の部分につきましては、報告書の4ページ下から7ページにかけて記載がございます。6ページ中段のところに、(3)として、WGでの検討結果ということで、見解が一致したということで、S R Mの除去は人の健康を確保する上で非常に重要であるということについては、見解は一致いたしまして、S R Mの範囲につきましても、国際的なガイドラインに基づき、当該国のB S E発生リスクに基づき決定されるというような、こういう原則論については一致したわけですが、具体的にどういう範囲にするかにつきましては、(b)のところがございます。日本はデータが十分でないために、S R Mの除去対象月齢は、全月齢とすべきと述べた一方、米側は、米国でのB S E発生リスクは低いため、国際的なガイドラインに基づき、S R Mの除去は30ヶ月齢以上の牛のみを対象にすれば十分だという主張がありまして具体的な対象とすべきS R Mの範囲については、意見の一致は見られなかったということでございます。

それから、先ほど説明いたしましたA M Sの関係につきましては、7ページの上の方に(b)としてございますけれども、米国から、これは第2回会合ですけれども、事業者管理システムや他の品質基準を独自に検証するために用いられている農業販売促進サービス(A M S)の品質制度証明プログラムについて説明が行われまして、このプログラムにおいては、日本向けに輸出される牛肉については、日本が提案する条件を満たすことを証明することができる。これは勿論米国の制度の下で証明できる範囲に限られているわけですが、日本が提案する条件を、米国の規則によるものに加えて、満たしているかどうかについて証明することができるというような説明があったということでございます。

それから、またポイントの方に戻っていただきまして、3の「牛の月齢鑑別方法」でございますけれども、米側は、A M Sの品質制度証明プログラムの下で、日本向け牛肉については、当該牛肉が日本の要求する条件を満たしていることを証明することができる」と説明したということで、これはS R Mの除去の(3)のところでも述べたのと関連しているわけですが、報告書の13ページ、6の牛の月齢鑑別方法(2)の米国のところに、米側から、米国では30ヶ月齢以上の牛からS R Mを除去しているわけですが、こういったB S Eリスク低減の目的のためには、30ヶ月齢の区分が米国のニーズに十二分に満たすものであり、したがって、歯列による月齢診断が月齢の決定のために適切な方法であるという説明があったのを受けまして、(3)にございますように、A M S品質制度証明プログラムを利用することにより、輸出用牛肉及び牛肉製品が米国の規則による要件

に加え、日本により要求された条件を満たすことを証明することができるという説明があったということでございます。

またポイントに戻っていただきまして、4の「日本産牛肉の対米輸出」につきましては、「日本産牛肉の貿易再開につき夏を目途に結論を得るため、米側は、関連する規則及び制度の運用に当たって、最大限の努力をすることとした」。

報告書の同じ13ページの後段に詳しく記載されております。(2)の「米国における規則制定のプロセス」というところがございますけれども、米側からは、第2回会合、それから、先週の第3回会合におきまして、米国における規則制定のための基本的な枠組みを形成する行政手続法に関する説明が行われました。この手続は慎重で、かつ透明性が確保されるけれども、時間がかかるという説明が繰り返されたわけでございます。

ただ、日本側からは、日本産牛肉の貿易の再開につきましても、夏を目途に結論を出すということが決定されているということに基づきまして、米側に最大限の配慮を求めたところ、米側からは規則及び制度の運用に当たって最大限の努力をするというような説明が行われたということでございます。

ポイントに戻っていただきまして、5の「フィードバン/サーベイランスのあり方」でございますけれども、「日米双方は、フィードバンの有効性を引き続き検討していくとともに、適切なサーベイランスのあり方等について協議を継続」することが決定されました。

フィードバン、サーベイランス、それぞれについて第1回会合、それから第2回会合におきまして、双方から、今までの経緯、それから現在の措置の適切性について説明が行われたわけですが、米側は、フィードバンにつきましては、まだ一部追加措置を検討中であるということ、それから、フィードバン、それから、サーベイランスの効果につきましても、ある程度期間を経ないと見えてこないということもございまして、この2つの項目については、このように協議を継続するということが決定されたということでございます。

以上が、第3回会合で取りまとめられました報告書の概要でございますけれども、このポイントの前文でございますように、この報告書は、今後、BSEの日米局長級協議に報告されて、局長級協議において報告書の内容を基に、日米牛肉貿易再開につき、結論を出すということになっております。

以上でございます。

寺田委員長 ありがとうございます。どなたか今の説明に関しまして、御質問ございますでしょうか。

中村委員 アメリカ側の考え方についてちょっとわからないところがあるので、教えてほしいんです。

1 番の(2)の若齢牛については、現在の検査方法では蓄積された異常プリオンタンパクの検出はありそうにないという見解で一致という、この若齢牛というのが、ときどき話題になりますけれども、アメリカの先ほどの牛の月齢鑑別方法の説明では、非常に科学的な資料を用意して、30ヶ月齢以上であることは正確に判定できるということですね。したがって、歯列による月齢診断が月齢の決定のため適切な方法であるということを説明したと。それはいいとして、では、若齢牛というのは、アメリカの考え方としては、30ヶ月以下の牛は、例えば22ヶ月か23ヶ月でもよくわからない。そうすると、そういうのは言ってみれば全部若齢牛と認識しているのか。その辺の感触は何かありましたか。

杉浦情報・緊急時対応課長 検出があり得そうもない若齢牛の具体的な月齢については議論は行われませんでした。ただ、同じくこのページの(iii)のところにございますけれども、日本で摘発された8例目、9例目の牛が若齢牛、それぞれ23ヶ月齢、21ヶ月齢だったわけでございますけれども、この2例につきまして、米側からは否定はされませんでしたけれども、日本の見解を否定するような発言はなかったわけですけれども、米国はこの重要な増幅実験の結果を待つこととしているというふうにございますように、米側からはこの2例の発生についてはクエスチョンマークが付いているということで、21ヶ月齢、23ヶ月齢については、米国としては、検出されない若齢牛と判断したいという希望が推測はされております。

寺田委員長 主要ポイントの2番の(3)のところの農務省農業販売促進局、AMSの品質制度証明プログラムというのが、この本文の方ではアメリカ側から説明があったというふうにございますけれども、詳しくはいいんですけれども、品質制度証明プログラムというのは一体どういうものなのですか。どういう形で証明するのかという仕組みを簡単にいいんですけれども、教えていただけませんか？

杉浦情報・緊急時対応課長 これは米国の牛肉生産業者というか処理業者が、米国における国内規則に追加するような形で自主的に措置を取っている場合です。具体的には米国の規則では30ヶ月齢以上の牛からSRMを除去することが義務づけられているわけですけれども、以下の牛について除去したり、あるいはSRMによる交差汚染を防止するような措置が今、実質的に取られているという場合には、民間業者が求めてくれば、USDAで公的な証明を行うことができる。そういう仕組みがあるということです。

中村委員 これは牛肉についてのことなんですか。ほかの食品についてもあるんですか。

杉浦情報・緊急時対応課長 その辺、詳しいことは承知していませんけれども、ほかの商品についても可能ではないかと思えます。

本間委員 続きですけれども、そういったしますと、AMSという制度は、日本の要求とアメリカの答えとの引き算の部分をここで処理するというようなものでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 このワーキンググループというのは、具体的な輸入条件について、決めるといふか、議論するといふ会合ではなかったもので、引き算をして出てくる差の部分をどうするかという議論はなかったわけですけれども、米側からはその差の部分を証明できるということを示唆する形でこのAMSにあって説明があったということでございます。

本間委員 あとSRMの除去ですが、この技術に関しては、双方ともほとんど技術見解に差はない。どちらも同じような水準ということに納得できる技術ですか。

杉浦情報・緊急時対応課長 私はオブザーバーとして参加したわけで、特にSRMの除去が適切に行われているかどうかについて十分判断する能力はないわけですけれども、少なくとも第2回会合のときに米国のコロラド州で視察したと畜場で行われていたSRMの除去につきましては、日本側から参加していた専門家からも特に問題があるという発言はございませんでした。

本間委員 了解しました。

寺田委員長 この資料4-1というのは、主要ポイントというところも、日米間で了承を取ったポイントですか。それともこれは説明のために日本側が適当と言ったら悪いですが、全体をまとめられたというしるものですか。

杉浦情報・緊急時対応課長 これは日本側が一方的にまとめたものでございます。

寺田委員長 そうしますと、ここの2.(3)、ただいまのAMSの質問がございましたけれども、この訳は農務省農業販売促進局と、これはUSDAの中にある局ですか。

杉浦情報・緊急時対応課長 そうでございます。

寺田委員長 日本語に訳した方には局という名前が出ずに、サービスという形になっているんですね。要するに、アメリカの国としてのものですか。

杉浦情報・緊急時対応課長 USDAの中にAPHISとかFSISとかございますけれども、それと横並びの1つの局でございます。

寺田委員長 わかりました。ほかにもございませんか。

坂本委員 主要ポイントの5番なんですけれども、これからサーベイランスのあり方について協議を継続と書いてありますが、このサーベイランスについては、日本の検査方法の目的

及び定義とアメリカは全く違うわけですね。こういう協議を今後継続されると思うのですが、WGはもうこれで終わりですね。どういう形でこの協議は続けられるんですか。

杉浦情報・緊急時対応課長 どういう形で継続するかについては、この会議では取決めは行われませんでした。今後、この報告書を踏まえて、局長級協議が行われますので、そういったところでこういった形で専門的な協議を継続するかというのは調整されるんじゃないかと思います。

寺田委員長 ほかにございませんでしょうか。

大変御苦労様でした。これは3回で終わったところで記者会見をやられて、アメリカからもやられたわけですか。

杉浦情報・緊急時対応課長 はい。

寺田委員長 ほかにございませんか。

寺尾委員 言葉がわからないんですけれども、アメリカのラピッドテストというのは、実際にはどういうことをやることなんでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 ラピッドテストというのは、日本のと畜場で行われておりますバイオラッド社のプラテリアとかエンファー社のエンファーテストといった、エライザ法にも限らないですけれども、スクリーニング用の検査法です。確定診断に対してスクリーニング検査で使っている方法ということで、ラピッドテストという言葉が使われています。

寺田委員長 ほかにございますか。

では、どうもありがとうございました。御苦労様でした。

それでは、次の議題に移らせていただきますが、「食品安全モニターからの報告（平成16年6月分）について」、事務局の方からお願いいたします。

藤本勸告広報課長 それでは資料5をご覧くださいと思います。

6月中につきましては、食品安全モニターから58件の報告がございました。1ページ目にご覧いただけますように、多岐にわたって御報告いただいております。例月に従いまして、委員会関係を中心にご覧いただきたいと思います。

まず1ページ目の下のところでございますけれども、「食品安全委員会活動一般関係」ということで、食品安全委員会に食品安全行政の責任と強い指導力を期待するような御指摘がございました。

委員会からのコメントのところでございますけれども、食品安全委員会の発足以来、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下で、食品安全委員会が科学的かつ

中立公正に食品健康影響評価を実施し、その結果に基づき厚生労働省、農林水産省等のリスク管理機関が施策を策定・実施していくということになっているということをもまず指摘をしまして、他方、食品安全委員会とリスク管理機関の相互間において、連携・政策調整の確保を図ることも重要であって、そういう取組を行っているということ。

また、食品安全委員会は必要に応じ関係大臣に対する勧告等を行うこともできますということでもあります。

これらを通じて食品の安全性の確保に努めてまいりたいという整理を行ってございます。次のところでございますけれども、モニター活動を行っていく上での注目点を教えてほしいという指摘がございました。

食品安全委員会からのコメントということでございますけれども、食品安全モニターについては、御承知のとおり4つのことについて活動をお願いしているわけでございますけれども、この4つの活動のうち、2番目のパラグラフのところでございますけれども、随時報告とか危害情報の提供等については、日常生活を通じて幅広い観点から食品の安全性について種々の御意見をいただきたいということ。

また①でいろんな施策の状況や食品の安全性に係る調査についての報告につきましては、既に5月にアンケート調査を依頼いたしまして、御報告をいただいているわけでございますけれども、今後も必要に応じて適宜事務局から連絡させていただくことがあるということをお述べでございます。

3ページの方でございますけれども、「リスクコミュニケーション関係」でも6つほど御指摘をいただいております。

一番上のところでは、食品の安全性に関して、リスク量の問題が重要であって、ゼロリスクを求めるということではなくて、冷静な立場で判断していくようなことが大事ではないかとか、リスクコミュニケーションのあり方についての御指摘、あるいは情報提供で理解しやすく不安感が解消できるようなテキストの発行とか、風評被害を防ぐために正しい情報をどのように伝えていくべきかといったようなこと等について御指摘いただいております。

下のコメントのところでもありますけれども、次のページに移りますが、我が国においても食品安全基本法の制定により「食品にゼロリスクはない」ことを前提としまして、リスクを最小限に抑えることを目的としたリスク分析手法の導入が図られたということで、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションということについて、各機関が取組んでおるといってございます。

3番目のパラグラフのところでございますけれども、リスクコミュニケーションの取組につきましては、我が国においては始まったばかりの段階で、その具体化を巡っては種々の意見や考え方がありますが、その現状や課題をなるべくわかりやすく示すことを目的としまして、広く国民の皆様からいただいた御意見も踏まえ、現状と課題というものを7月1日に取りまとめたところであるということ、是非ご覧いただきたいということ。

これまで食品安全委員会としてはリスク分析手法の考え方を始め、鳥インフルエンザ、BSEなどの国民の関心の高いテーマについて、ホームページを通じた情報発信とともに、全国各地で意見交換会の開催などを通じてわかりやすく説明を行うことを心がけるとともに、皆様からさまざまな御意見をいただいております。そういった取組とともに、パンフレットとか用語集の作成などにも努めてきましたし、更に加えてのところでございますが、近々、広報誌を季刊でございますけれども、紙媒体のものを発行するようなことにしておりますということで、今後も多様な媒体を通じて科学的に正しい情報をわかりやすく提供するとともに、皆様からの御意見をいただきながら有意義なリスクコミュニケーションを推進していきたい、努めてまいりたいということで消費者の方々も、こういうものを利用しながら知識と理解の増進、意見の表明に努めていただければということを整理してございます。

5ページ、BSEの関係で、引き続きいろいろ御指摘いただいております。BSEのリスクコミュニケーションと言いますか、そういうタイトルで幾つか指摘がありますけれども、食品安全委員会でいろんな取組をしてほしいという御指摘であります。また、そういう情報提供などもしっかりやってほしいということだと思います。

委員会からのコメントのところでございますけれども、食品安全委員会では日本のBSE問題全般について科学的な議論を進めているということで、プリオン調査会での取組について記述しております。

また、米国のBSE発生に伴う問題については、厚生労働省、農林水産省が中心となっていて行っているBSE協議の推移を注視しながら情報の収集にも努めておりますということで、こうした食品安全委員会における科学的な議論などについて、適宜ホームページを通じて情報提供を行うとともに、引き続き意見交換会を開催するなどして、皆様と情報や意見の交換を行ってまいりたいと考えておりますという整理を行っております。

そのほか、BSE関係で何点が御指摘をいただいております。

7ページ、鳥インフルエンザの関係では、2点ほど指摘がありまして、ともに農林水産省関係ではございますけれども、鶏肉輸入停止措置の理由がいまだに十分理解されていな

といったような指摘などがございました。

8 ページに移りますけれども、食品添加物関係でございます。アカネ色素の発がん性が認められたということで、詳しい経過とか、食品添加物の安全性を再検討してほしいといったような御指摘がございました。

厚生労働省からもコメントをいただいておりますけれども、食品安全委員会のコメントとしましては、アカネ色素につきましては、動物実験において腎臓に対して発がん性が認められたとの中間報告を受けて厚生労働省から評価依頼があったということで、食品安全委員会では専門調査会での審議結果をとりまとめ、7月2日でございますけれども、同日臨時に食品安全委員会を開催し、評価結果を厚生労働大臣に通知したところであるということ経過を説明してございます。

なお書きで食品安全委員会としては、既存添加物の安全性に関する新たな科学的な知見等を通じてその収集に努め、必要に応じて安全性の評価を進めていくこととしておりますということも整理してございます。

10 ページ、農薬の関係で消毒期間、安全期間など、安全性の確保がきちんと守られているのとか、11 ページでは、残留農薬で皮をむくことにより、かなり残留農薬が除去できるといったようなことがあるので、そういう情報を伝えるべきではないかといったような指摘がございました。

12 ページでは、動物用医薬品の関係でございますけれども、ポジティブリスト制への期待に対する指摘がありました。

13 ページ、遺伝子組換え食品の関係でございます。遺伝子組換えのイネへの試験ほ場での作付けとか、遺伝子組換え体同士の交配などが認可をされているけれども、環境や健康への影響、リスクはどう評価されているかといったようなことでございます。

環境関係につきましては、農林水産省、環境省からのコメントをいただいておりますけれども、食品安全委員会からのコメントということで、下の方でございます。遺伝子組換え作物の環境への影響についての評価は、環境省、農林水産省において行われておりますが、食品としての安全性の評価については、厚生労働省などから食品健康影響評価の要請を受け、食品安全委員会において行うこととなりますということで、その際には、国民からの意見・情報の募集などを行った上で食品安全委員会におきまして、決定しました安全性評価基準に基づきまして科学的かつ中立公正な立場で評価を行ってまいりますという整理をしております。

そのほか、飛びまして 16 ページでございますが、「かび毒・自然毒関係」で、コンフリ

一の関係で御指摘がございました。栽培自生しているコンフリーの状況や、商品の流通を把握した上で、国民的に大きなパニックが起こらないようにリスクについて注意するなどの措置が必要と考えますといったような御指摘がございました。

厚生労働省からもコメントをいただいておりますけれども、食品安全委員会からのコメントとしましては、そこがございますように、6月17日の委員会において、コンフリーの自生状況や、コンフリーを利用した商品の流通状況について正確に把握されていないものの、それらを食べることによるリスクが否定できないことから、広く国民一般に対し、コンフリーを摂取するリスクについて注意喚起するなど、適切なリスク管理を講ずべきであるということで厚生労働大臣に評価結果を通知したということで、その結果を踏まえまして、厚生労働省ではコンフリー及びそれを含む食品について、販売等を禁止するとともに、地方自治体、消費者団体等に対し、これを含む食品や自生し、または自家栽培したコンフリーの摂取をひかえること等を通知しているところであるということでございます。

そのほか、例月のように、17ページ以降、食品衛生関係、18ページでは韓国餃子問題についての御指摘が3件ほどございましたし、20ページ以降では食品表示の関係、23ページでは容器包装関係と言いますか、ラップの使用に関する問題等御意見をいただいております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。何か御意見とかございますか。ありませんか。

それでは、どうも御苦勞様でした。ありがとうございます。

そのほかに議事はございますでしょうか。

小木津総務課長 特にございません。

寺田委員長 それでは、本日の委員会、すべて議事は終了いたしました。全体として最後に何か委員の先生方御意見ございませんか。

食品安全委員会の第56回会合を閉会いたします。次回の会合につきましては、8月5日木曜日14時から開催いたします。

なお、8月2日月曜日13時30分からは「食品に関するリスクコミュニケーション - 薬剤耐性菌の食品健康影響評価指針案に関する意見交換会」を東京で行います。

また、8月4日水曜日、13時30分からは、食品に関するリスクコミュニケーション、題は日本における牛海綿状脳症（BSE）対策の検証に関する意見交換会が東京でそれぞれ開催されますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。